

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	圧力抑制室サージポンプ室除湿装置において、排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GIII	
2	2号機	補機冷却海水系ポンプ(A)吐出弁の開度指示計において、弁全閉にも係らず指示値が30%から変化しないことが認められたため、当該開度指示計を点検・修理。	GIII	
3	3号機	給水加熱器ドレン系第2給水加熱器Aドレンタンク水位調節弁3の計装用圧縮空気系供給箱内部において、圧縮空気の漏えいが認められたため、計装用圧縮空気系の元弁を「閉」として漏えいを止めるとともに、当該箇所を点検・修理。	GIII	